

広島県告示第三十二号

二級河川賀茂川水系賀茂川の一部について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六條第一項第三号の区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の図面（平面図）の茶色で着色した部分に該当する土地のうち、河川法第六條第一項第一号及び第二号の区域以外の区域